

令和2年分 紙と所得者の扶養控除等(異動)申告書 の記入要領

所轄税務署長等		給与の支払者の名稱(氏名)		国立大学法人山梨大学		(フリガナ)	ヤマナシ タロウ	あなたの生年月日	明・大正 平・令	37年3月20日
甲府 税務署長						あなたの氏名	山梨 太郎	世帯主の氏名	山梨 太郎	
		給与の支払者の法人(個人)番号		申この旨書類の提出を受けた結果の支払者を記載してください。		あなたの個人番号	個人番号の記入不要	あなたとの絆柄	本人	
		9 0 9 0 0 0 5 0 0 1 6 7 0								
		給与の支払者の所在地(住所)		甲府市武田四丁目4-37		あなたの住居 又は居所	郵便番号 400-8510	配偶者の有無	有・無	
						山梨県中央市下河東1110				

あなたに寒暖控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等		(フリガナ)名 氏	個人番号	5 老人扶養親族 (昭26.1.1以降生)	6 令和2年中の所得の見積額	住 所 又 は 居 所	異動日月及び事由 (令和2年中に異動があった場合は、記載してください。)	
② 源泉控除対象配偶者(注1)		あなたとの続柄 ヤマナシ マサミ	生年月日 41 10.1.2~生14.1.1生	特定期扶養親族 (10.1.2~生14.1.1生)	非雇用者 であります。	生計を一にする事実 250,000 円	山梨県中央市下河東1110	
主たる給与から控除を受ける	A 控除対象扶養親族(16歳以上)(平17.1.1以前生)	個人番号の記入不要 40 11 7						
		個人番号の記入不要 山梨 正美						
		個人番号の記入不要 ヤマナシ サブロウ		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	0 円			
		個人番号の記入不要 山梨 三郎	長男 9 2 4	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			同上	
		個人番号の記入不要 山梨 はな	長女 13 3 30	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	0 円		同上	
	B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平17.1.1以前生)	個人番号の記入不要 ヤマナシ マモル		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	300,000 円			国内に住所を有せず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に居住を有しない親族
		個人番号の記入不要 山梨 守	父 11 5 8	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			同上	
		個人番号の記入不要 山梨 守		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他			同上	
		個人番号の記入不要 山梨 守		<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			同上	
		個人番号の記入不要 山梨 守		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他			左の寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生にチェックを付けた場合、記載が必要となります	
7 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生		該当者区分 一般的障害者 特別障害者 同居特別障害者	本人 同一生計配偶者(注2) □寡婦 □特別の寡婦 □寡夫 □勤労学生	扶養親族 □寡婦 □特別の寡婦 □寡夫 □勤労学生	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 領収について」に注意)の(8)をお読みください。 山梨守 身体障害者3級 身体障害者手帳 平成21年4月10日交付		異動日月及び事由	
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等		氏 名 あなたの続柄 生年月日 明・大・昭 平・令	住所又は居所 年齢16歳未満の扶養親族も対象となります。		控除を受ける他の所得者 氏名 あなたの続柄 住所又は居所		異動日月及び事由	
		明・大・昭 平・令					国内に住所を有しない扶養親族	
○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)								
8 16歳未満の扶養親族(平17.1.2以後生)		(フリガナ)名 氏 ヤマナシ マサル 山梨 勝	個人番号 個人番号の記入不要 個人番号の記入不要 個人番号の記入不要	あなたとの続柄 二男 明・大・昭 平・令 明・大・昭 平・令	生年月日 17 10 15 ・ ・ ・	住 所 又 は 居 所 山梨県中央市下河東1110 ・ ・ ・	対象外扶養親族 令和2年中の所得の見積額 0 円 円 円	異動日月及び事由
单身児童扶養者		□該当する場合には左記にチェックを付けてください。 児童扶養手当書	生計を一にする児童の氏名 生計を一にする児童の氏名 生計を一にする児童の氏名	金額 金額 金額	のうちの のうちの のうちの	異 及び 月 日 由 出		

④この申告書は、あなたの給付金について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものであります。⑤必要があります。⑥源泉徴収票扶養配偶者及び扶養親族の該当する場合は、扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。⑦扶養親族の該当する場合は、扶養親族の扶養親族として扶養親族に該当する人がいる場合に提出する必要があります。⑧この申告書の記載が当たらない場合は、扶養親族の扶養親族として扶養親族に該当する人がいる場合に提出する必要があります。⑨この申告書の記載が当たらない場合は、扶養親族の扶養親族として扶養親族に該当する人がいる場合に提出する必要があります。⑩この申告書の記載が当たらない場合は、扶養親族の扶養親族として扶養親族に該当する人がいる場合に提出する必要があります。

- ① 住 所
令和2年1月1日現在で住民票のある住所を記入してください。

② 源泉控除対象配偶者
あなた(令和2年中の所得の見積額が900万円(給与収入の場合1,120万円以下)の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(夫または妻)で令和2年中の所得の見積額が95万円以下(給与収入の場合150万円以下)の人が源泉控除対象配偶者に該当しますので記載してください。

③ 控除対象扶養親族
あなたと生計を一にする扶養親族で、合計所得金額が48万円(給与収入の場合103万円)以下の方をそれぞれの欄に記入してください。
扶養親族が国外居住である場合、親族関係書類(国外居住親族が居住者の親族であることを証するもの)と送金関係書類(居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの)が必要となります。

④ 特定扶養親族
19歳以上23歳未満の扶養親族は、「特定扶養親族」欄にチェックをしてください。

⑤ 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族
70歳以上の扶養親族のうち、あなた又は配偶者の直系尊属で、あなた又は配偶者と同居している扶養親族は、「同居老親等」をチェックしてください。
同居していない場合、「その他」をチェックしてください。

⑥ 所得の見積額
収入額から必要経費等を差し引いた所得金額を記入してください。
給与収入の場合は50万円以下の場合は、所得控除額が課稅されていますので、所得・給与収入 - 55万円 + 1万円 = (昨年度の所得控除額25万円+1万円引き)で記入されています。

給与等の収入金額(A)	給与所得の金額(C)
11,100,000円	9,000,000円
1,500,000円	950,000円
1,030,000円	480,000円

公的年金等収入の場合は

公的年金等収入の区分	その年の公的年金等の収入	所得金額
受給者の区分		
年齢65歳未満の人	1,633,334円	950,000円
年齢65歳以上の人	1,080,000円 2,050,000円 1,580,000円	480,000円 950,000円 480,000円

やむをえず収入額等をそのまま記入する場合は、括弧書きで(給与収入)、あるいは(年金収入)等と注記してください。遺族年金、障害者年金、育児休業手当金、傷病手当金は、いずれも非課税所得であり、所得に含まれません。

- ⑦ 障害者・寡婦・寡夫・勤労学生
同一生計配偶者や扶養親族が障害者の場合は、該当する欄に〇ををつけ、()内に該当する扶養親族の人数を記入してください。
また、その内容について「左記の内容」欄に記入してください。
16歳未満の扶養親族で障害者等に該当する者がいる場合も、この欄の記入は必要です。
記入にあたっては、記入要領裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。
「寡婦」「特別の寡婦」等の方で左記の内容欄の記入が多く見受けられますので該当する場合には記載をお願いいたします。

- ⑧ 住民税に関する事項
令和2年12月31日現在で16歳未満の扶養親族については、この欄に記入してください。

※システムから印刷しているため現在の登録情報が印字されています。確認の上、修正・加筆をお願いいたします。

裏面に詳細な説明があります。

申量2021年2月

申告についての注意

この申告書は令和2年2月の最初の給与と2年の最終の給与との支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出する。別に勤続申告書を提出するときは、あるいはこの申告書の該当項目を提出してください。

この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に勤続申告書を提出する。

この申告書に記載した事項は、以下のとおりです。

1) 前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で從たる給与を添付してください。

2) 年の中途に正しくして下さい。

3) 他の申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に勤続申告書を提出してください。

4) 2か所から扶養控除・障害者等の支払を受けた際の控除額等について扶養控除等申告書を提出する場合は、扶養控除等について扶養控除等申告書を提出する場合ができます。

5) 勤務終了時に「扶養控除等申告書」を作成し、令和2年の最終の給与の支払をする場合は、その親族に係る扶養控除等申告書を提出する場合は、扶養控除等申告書を提出する。

6) 以下に書かれた親族が勤務者控除の適用を受ける場合は、扶養控除等申告書を提出する。

② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は所属の記載がある）に限りません。

3 「金融機関書類」とは、次の書類である。あなたがその居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、他の都、各人に行つたことを明らかにするものをいいます。

① 金融機関による書類又はその写しで、その金融機関が行つて替取引によりあなたからその親族に支払をしたことをかかにする書類

② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその商品等の購入代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類

族・欄に記載している事項については、児童扶養手当証書の番号及び児童の氏名を除き、記載を省略できます。)
(注)「住民税に関する事項」について、ご不明な点などがありましても、お住まいの市町村へお尋ねください。

(注)「住民税」に關しては、記載欄に「族」

源泉徴収票・勤労学生の証明書・親族関係書類・送金関係書類の添付箇所